
大船渡市水道事業経営戦略（案）

（令和3年度～令和12年度）



令和3年1月
大船渡市水道事業所

目 次

1 計画策定の背景	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画期間	1
2 水道事業の現状と課題	2
(1) 大船渡市水道事業の歩み	2
(2) 水道事業の概要	2
① 給水人口と給水量（有収水量）	2
② 水道施設の状況	4
③ 水道料金の状況	5
(3) 水道事業の現状と課題	6
① 安定給水の確保	6
② 水道サービスの向上	7
③ 災害対策への取り組み	7
④ 健全な経営の確保	8
⑤ 環境への配慮	9
3 将来の事業環境	10
(1) 給水人口・水需要の見通し	10
① 給水人口等	10
② 給水量（有収水量）等	10
(2) 料金収入の見通し	11
4 事業運営の基本方針	12
(1) 安定給水の確保	12
① 施設の適正な維持管理及び情報の体系化	12
② 老朽管等の更新・耐震化	12
③ 漏水防止対策	12
④ 水質監視体制の強化	13
(2) 水道性能の合理化（ダウンサイジング、スペックダウン）	13
(3) 水道サービスの向上	13
① 未給水地域解消等の給水サービスの拡充	13
② 貯水槽水道等の管理強化	13

③ 利便性の向上	14
④ わかりやすい情報提供	14
(4) 経営基盤の強化	14
① 計画的な事業推進及び財源の確保	14
② 企業債残高の縮減	14
③ 料金の改定	15
④ 業務委託の推進	15
(5) 水道事業と簡易水道事業の経営統合	15
(6) 広域連携	16
5 事業計画	17
(1) 建設改良事業の実施計画	17
① 施設整備事業	17
② 改良更新事業	18
③ 災害復旧事業	19
(2) 財源計画	19
6 財政見通し	20
(1) 今後の財政見通し	20
① 収益的収支	20
② 資本的収支	22
7 計画の推進体制	24
(1) 予算への反映	24
(2) 進捗管理	24

1 計画策定の背景

(1) 計画策定の趣旨

大船渡市では、平成26年1月に主要施策や中期財政収支計画、経営基盤強化への取り組み方針などを定めた「大船渡市水道事業中期経営計画（平成26年度～令和2年度）」（以下「旧経営計画」という。）を策定し、計画の達成に向けた事業運営に努めてきました。

この間、東日本大震災による災害復旧事業を最優先に取り組みながら、未給水地域の解消や水圧不足対策として「第4浄水場整備」等の施設整備事業や老朽化した「第1浄水場ろ過池改修」等の改良更新事業を推進してきました。

しかしながら、現在に至っても、岩手県施行による道路工事及び防潮堤工事等の復興工事が行われており、これに併せ、市による水道施設の災害復旧事業を継続的に実施している状況です。

こうした中、総務省は平成26年8月に全国の公営企業に対し、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請したところであります。本市でも「旧経営計画」の計画期間が終了するのに併せて、今後、取り組むべき具体的な施策や経営の見通しなどを明らかにするとともに、経営基盤の強化を図り、着実に計画を実行していくため、新たに「水道事業経営戦略」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、今後の当市水道事業の中長期的な事業運営の基本指針と位置付けるものです。

(3) 計画期間

計画期間は、国のガイドラインに沿って令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

計画期間の終期については、当市の最上位計画である大船渡市総合計画と同期に設定し、計画に掲げる水道事業に係る方針や施策と整合を図るものです。

2 水道事業の現状と課題

(1) 大船渡市水道事業の歩み

当市の水道事業は、昭和29年4月に大船渡町及び末崎町字細浦地区への給水開始以来、これまで幾多の拡張事業を実施し、水道の普及拡大に努めてきました。

平成元年には、給水区域の拡大、社会資本の整備及び生活環境の改善等による需要水量の増加に対処するため、鷹生ダムに水源を求め、利水参加しました。翌平成2年には、日頃市町及び立根町の一部を計画給水区域に加え、計画目標年度を平成22年度とする水道事業経営変更認可を受け、第7次拡張事業に着手しました。

その後、平成14年3月には、浄水方法等の変更とともに、目標年度を平成27年度とし、計画給水人口36,000人、計画一日最大給水量19,350m³/日とした経営変更認可を受け、これに伴う「大船渡市水道施設整備計画」を策定しました。

以来、未給水地域の解消、水圧不足対策及び地震に対応した配水管の布設等災害に強い施設整備を計画的に推進してきました。

なお、平成18年度に県営鷹生ダムが完成し、洪水調整や渇水対策はもとより、将来にわたって安定した水道水源の確保が可能となりました。

平成23年3月に発生した東日本大震災により、水道施設の災害復旧事業を最優先としたため、従来からの未給水地域の解消等の施設整備事業や老朽管の布設替え等の改良更新事業は一時的に中断又は縮小を余儀なくされましたが、平成24年度以降、順次事業を再開し、令和元年度には、複数年にわたって整備を進めてきた「第1浄水場」の改修及び「第4浄水場」建設等の大規模事業が完成しました。

(2) 水道事業の概要

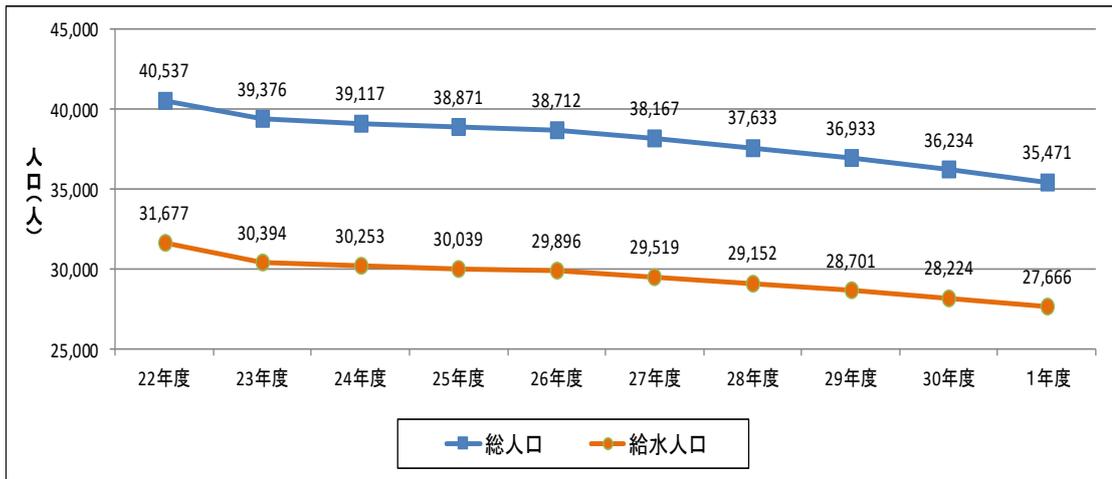
① 給水人口と給水量（有収水量）

東日本大震災発生以降、当市の総人口は初めて4万人を割り込み、それ以降、大幅な減少となっております。

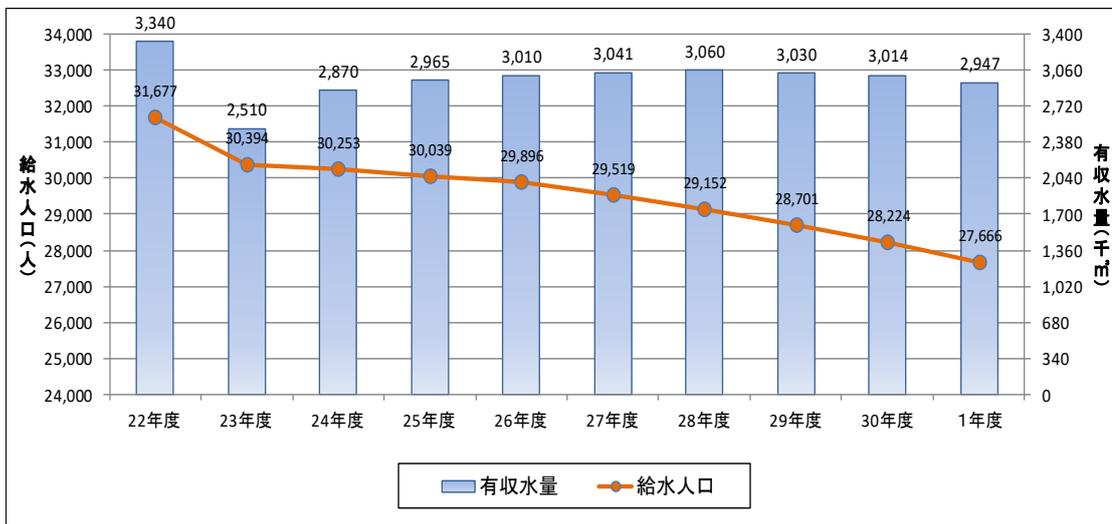
給水人口も、人口と同様に減少傾向で推移しております。

有収水量（料金徴収の対象となった水量）は、震災前まで横ばい傾向で推移していたものの、震災後は減少傾向となっております。

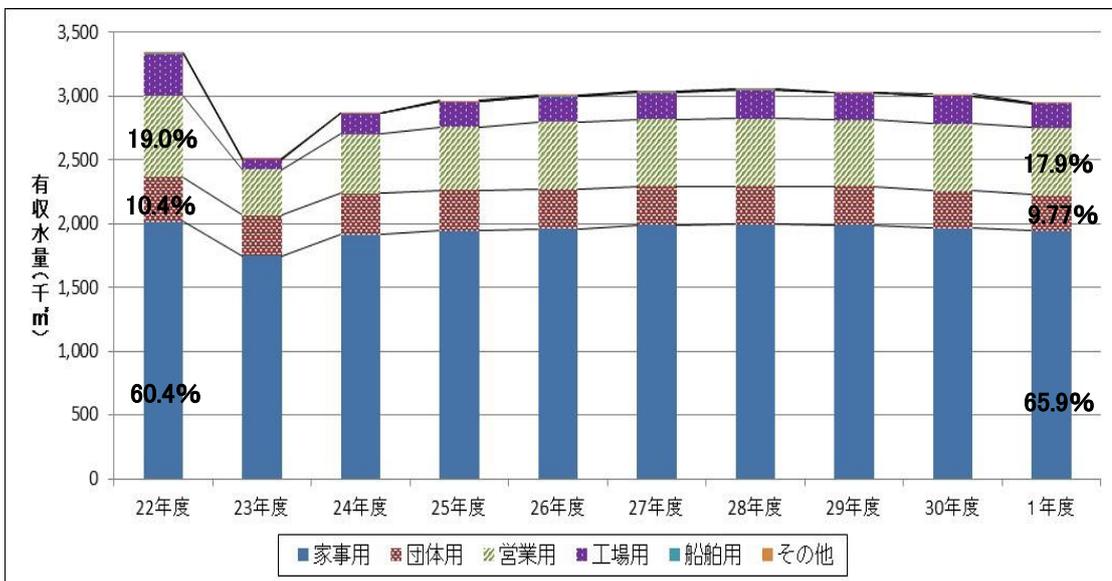
〔総人口と給水人口の推移〕



〔給水人口と有収水量の推移〕



〔用途別有収水量の推移〕



② 水道施設の状況

ア 浄水場など基幹施設の状況

浄水場などの基幹施設の多くは、高度経済成長期における急速な水需要の増加に対応するため、主に昭和30年代以降に施設の拡張整備を行ってまいりましたが、今後10年から20年のうちにその多くが法定耐用年数を経過する見込みです。施設の一部には既に修繕等により長寿命化を図っていますが、財源が限られる中で施設の老朽度や重要度に応じた更新が課題となっています。

イ 管路の状況

水道管の多くを占める配水管の延長は、令和元年度末で249.6kmとなり、導・送水管を合わせた全ての管路の約89%に及んでいます。

管路更新の目安のひとつである法定耐用年数を経過している配水管は、令和元年度末で39kmとなっていますが、経年化した管路を一度に更新することは難しいため、老朽度・重要度を考慮し、計画的に更新する必要があります。

〔主な水道施設〕

水 源			配水池			
名 称	場 所	取水規模 m ³ /日	名 称	場 所	有効容量 m ³	
第 1 水 源	大船渡町字山馬越	1,670	第1 浄水場系	大 船 渡 第 1	大船渡町字猪頭	1,180
第 2 水 源	赤崎町字諏訪前	2,840		丸 森	大船渡町字鷹頭	1,000
第 3 水 源	猪川町字ろくろ石	2,980		笹 崎	大船渡町字鷹頭	200
第 4 水 源	盛町字東町	7,520		中 野	末崎町字中野	670
第 5 水 源	猪川町字久名畑	4,630		中 野 高 区	末崎町字中野	800
長 崎 水 源	赤崎町字蛸ノ浦	90	梅 神	末崎町字作沢	20	
日 頃 市 水 源	日頃市町字上宿	110	第3 浄水場系	旭 町	盛町字沢川	17
浄水施設			大 船 渡 第 2	大船渡町字富沢	2,000	
名 称	場 所	施設能力 m ³ /日	第2 浄水場系	中 井 第 1	赤崎町字中井	2,000
第 1 浄 水 場	大船渡町字猪頭	1,500		富 岡	猪川町字富岡	660
第 2 浄 水 場	赤崎町字諏訪前	5,820		中 井 第 2	赤崎町字中井	1,100
第 3 浄 水 場	盛町字東町	7,520		宮 野	赤崎町字宮野	500
第 4 浄 水 場	猪川町字藤沢口	2,174		野 尻	立根町字野尻	500
管 路			川 原	立根町字川原	105	
区 分	延 長		長崎水源系	蛸ノ浦	赤崎町字蛸ノ浦	65
導 水 管	4,388.3		長 崎	赤崎町字長崎	80	
送 水 管	27,186.0		ポンプ場			
配 水 管	249,615.6		名 称	場 所	揚 量 m ³ /分	
計	281,189.9		第 1 浄 水 場	大船渡町字猪頭	2.00	
			第 2 浄 水 場	赤崎町字諏訪前	1.00	
			第 3 浄 水 場	盛町字東町	2.32	
			中 野 ポ ン プ 場	末崎町字中野	1.07	
			長 崎 ポ ン プ 場	赤崎町字長崎	0.25	
			中 井 ポ ン プ 場	赤崎町字中井	0.46	
			長 洞 ポ ン プ 場	猪川町字長洞	1.08	
			笹 崎 ポ ン プ 場	大船渡町字笹崎	0.22	
			鷹 生 ポ ン プ 場	日頃市町字上鷹生	0.18	
			川 原 ポ ン プ 場	立根町字川原	0.05	
			冷 清 水 ポ ン プ 場	立根町字冷清水	0.49	
			平 山 ポ ン プ 場	日頃市町字下小道	0.22	
			配水 ポンプ	丸森加圧ポンプ場	大船渡町字鷹頭	0.58
				山 根 ポ ン プ 場	赤崎町字中井	0.20
				日 頃 市 ポ ン プ 場	赤崎町字宮野	0.08

③ 水道料金の状況

人口減少や節水器具の普及による料金収入の減少、「第4浄水場」整備に関連する送・配水管の布設等、今後の水道施設整備に多額の費用を要し、厳しい財政運営が見込まれることから、水道事業の健全経営確保と持続的な水道水の供給を図るため、令和2年7月から平均19.9%の料金改定（値上げ）を予定しておりました。

こうした中、世界規模で新型コロナウイルス感染症が拡大し、当市においても、地域経済、市民生活への影響が懸念されたことから、水道料金値上げの期日を令和3年4月に延期したところです。

一方で、水道料金体系は「用途別料金」の一部に、一般的に広く採用され、より公平の高い「口径別料金」を取り入れるとともに、料金区分は基本料金及び超過料金の二部料金制を採用し、水道サービスの実使用量に応じた料金となっております。

〔基本料金と超過料金（税込み／1㎡当たり）〕

口径	用途	基本水量	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)
25mm 以下	家事用	10㎡まで	1,808.40 円	220.00 円
	団体用	10㎡まで	2,624.60 円	313.50 円
	営業用	10㎡まで	2,829.20 円	313.50 円
30mm	家事用	10㎡まで	1,844.70 円	220.00 円
	団体用		2,857.80 円	313.50 円
	営業用		2,857.80 円	313.50 円
40mm	家事用	10㎡まで	1,882.10 円	220.00 円
	団体用		2,886.40 円	313.50 円
	営業用		2,886.40 円	313.50 円
50mm	家事用	10㎡まで	1,919.50 円	220.00 円
	団体用		2,915.00 円	313.50 円
	営業用		2,915.00 円	313.50 円
75mm	家事用	10㎡まで	2,944.70 円	313.50 円
	団体用		2,944.70 円	313.50 円
	営業用		2,944.70 円	313.50 円
100mm	家事用	10㎡まで	2,974.40 円	313.50 円
	団体用		2,974.40 円	313.50 円
	営業用		2,974.40 円	313.50 円
浴場用	—	200㎡まで	11,002.20 円	124.30 円
工場用	—	200㎡まで	36,163.60 円	266.20 円
臨時用	—	—	—	392.70 円
船舶用	—	—	—	392.70 円

〔メーター使用料（税込み）〕

口 径	金 額
13mm	172.70 円
20mm	266.20 円
25mm	392.70 円
30mm	706.20 円
40mm	816.20 円
50mm	1,193.50 円
75mm	1,540.00 円
100mm	2,325.40 円

(3) 水道事業の現状と課題

① 安定給水の確保

ア 水道施設の維持管理

当市の主な水道施設の概要は、浄水場4箇所、ポンプ場15箇所、配水池16箇所、導水・送配水管延長約282kmなどとなっています。

このうち、一部の浄水場には委託作業員を常駐させ、施設の維持管理を行っているほか、電気・機械・計装設備の定期点検を実施しています。

また、適切な維持修繕により、施設の長寿命化を図るとともに、老朽施設の改良更新にあたっては、各施設の経年劣化状況を的確に把握し、給水需要に応じた施設規模の見直しや配水システムの再構築等を考慮しながら、計画的に進めていく必要があります。

イ 漏水防止対策

毎年度、通水している管路の全延長区間を対象に専門業者へ委託して漏水調査を実施しています。その結果、発見された漏水箇所は、直ちに修繕を行い安定給水に努めています。

浄水場から水道利用者までの配水管及び給水管の漏水防止対策は、有収率の向上に直結する重要な課題です。

漏水調査は今後とも継続していくことが必要ですが、周期的に繰り返し調査をするなど、より効果的な対策を講じていく必要があります。

ウ 施設・設備の長寿命化

市内の導水・送配水管の埋設総延長は約282kmで、それが順次更新時期を迎えます。

また、水源から水を取り込む取水施設、浄水場へ水を送る導水施設、水道水をつくる浄水場、これを蓄える配水池などの基幹施設は、主に昭和30年代から50年代に整備されたもので、老朽化が進んでいます。

これらの施設・設備を長寿命化して運用するためには、継続的な維持管理と修繕が必要不可欠です。これまでも定期点検等は実施してきましたが、今後も資産の状況を適正に管理して長寿命化を図ることで、更新費用の平準化に努めます。

エ 水道水源の水質保全

当市の上水道水源は、河川表流水が2箇所、浅井戸が5箇所となっており、いずれも良好な水質を確保しています。これまで、水道使用者の健康に影響を及ぼす水質事故は発生していませんが、今後も、水源の維持管理を徹底するとともに水質監視による水源の保全を強化していく必要があります。

② 水道サービスの向上

ア 未給水地域の解消及び高台等水圧不足対策

当市の水道普及率は令和元年度末で93.6%となっていますが、市内には、地理的な条件や技術的な課題、事業費が嵩むなどの理由から配水管布設などの施設整備が遅れている地域や、居住地域が高台のため十分な水圧が得られないなどの理由により、給水区域内でありながら未だ配水管からの給水ができない地域があります。

このため、未給水地域の地形条件や利用状況、緊急度等を考慮しながら、配水管が整備されていない地域の解消を図るとともに、快適に水を使用できるように施設整備事業を重点的、かつ計画的に進めていく必要があります。

イ 料金納付及び窓口業務等サービス

水道料金の徴収に当たっては、口座振替制度の普及促進やコンビニエンスストアでの納付など、水道使用者の利便性向上に努めてきました。

引き続き、より使用者の利便性向上に配慮した新しいサービスの導入を検討していく必要があります。

ウ 情報公開の推進

市では、水道事業の経営（決算）状況や料金制度、給水装置の管理、各種届出、東日本大震災に係る自力再建支援制度などについて、広報紙や市のホームページなどを通じ市民の皆様にお伝えしています。

今後とも、さらに適切でわかりやすい広報、情報公開に努めていく必要があります。

③ 災害対策への取り組み

ア 水道施設の耐震化の推進

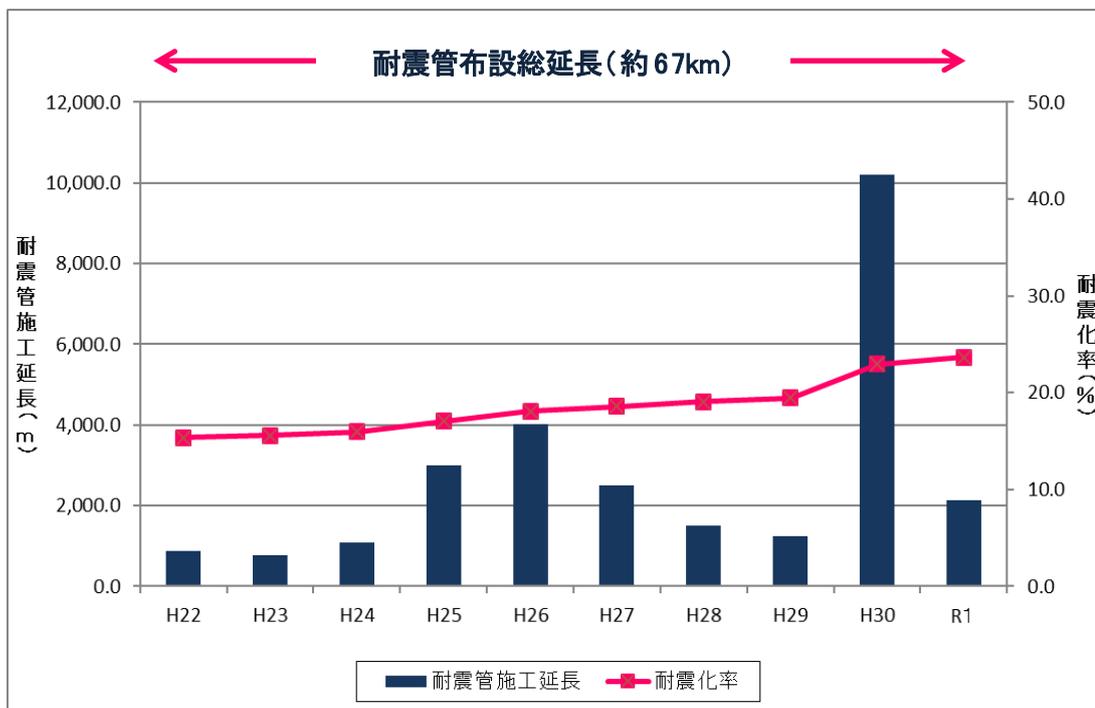
当市の水道事業では、平成13年度から送配水管等管路の耐震化に取り組んできました。

令和元年度末時点の管路の耐震管及び耐震適合性のある管の布設総延長は約67kmで、布設総延長に対する耐震化適合率は約23.7%となっています。

東日本大震災では、市内5箇所で津波浸水による管路の破損や取水施設等の被害が発生しましたが、地震による耐震管の被害はありませんでした。

こうした状況を踏まえ、計画的、かつ着実な水道施設の耐震化に取り組んでいく必要があります。

〔年度別耐震管布設延長及び耐震化率の推移〕



イ 災害発生時の対応

東日本大震災の発生直後には、給水区域の全域で断水が生じたため、市では、自衛隊や県内外水道事業者の支援による給水車を断水地域各所に配備し、応急給水活動を行いました。同時に被災地域の水道施設の応急復旧工事を進め、震災から3か月後に断水地域が解消となりました。

市では、災害が発生した場合の応急給水や応急復旧などの応急対策を迅速に行えるよう「大船渡市地域防災計画」に基づき、円滑な応急給水と迅速な復旧を行うこととしており、日本水道協会岩手県支部においても、災害発生時における会員相互の応援活動を迅速かつ適切に行うこととしています。

しかしながら、災害や危機管理への対応を適切に行うためには、東日本大震災における教訓を踏まえ、具体的な行動計画を検討していく必要があります。

④ 健全な経営の確保

ア 民間委託等の推進

現行の水道業務については、メーター検針や休日の事故対応、浄水場の管理業務等において外部委託により実施していますが、経費削減の観点からより効果的とされる包括的な委託実施には至っていません。

また、受託先の確保が難しい状況もあり、中長期的な課題として、引き続き情報収集に努めていく必要があります。

イ 水道料金の改定等

市では、人口減少や節水器具の普及による料金収入の減少、未給水地域の解消や水圧不足対策等に伴う建設改良事業の推進、第4浄水場整備に関連する日頃市町及び立根町での施設整備を予定していることから、令和3年4月から水道料金等の改定を予定しております。（平均改定率19.9%）

改定時の料金算定期間とした令和3年度から令和6年度までの4年間（令和2年度の料金改定は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期）は概ね健全経営が確保されるものと見込んでいますが、毎年の経営状況を検証、分析した上で、再度の料金改定の時期等を見極めていく必要があります。

⑤ 環境への配慮

ア 環境負荷の低減

水道事業は、循環資源である水資源の一部を利用して水道水を供給するという、環境と密接な関わりのある事業です。一方で、河川や井戸等から取水し、浄化して使用者にお届けする間には、電力や薬品を消費し、温室効果ガスや廃棄物を排出するなど、環境に負荷を与えています。

省エネ・高効率の機器・設備の導入などによる省エネルギー対策の推進や資機材等の循環利用の積極的な推進が求められています。

3 将来の事業環境

(1) 給水人口・水需要の見通し

① 給水人口等

市の人口減少に比例し、給水区域内人口は令和12年度までに2万5千人を割り込むなど、減少基調で推移していくものと見込んでいます。

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
給水区域内人口 (人)	28,855	28,278	27,712	27,158	26,615	26,083	25,561	25,050	24,549	24,058	23,577
給 水 人 口 (人)	27,119	26,583	26,057	25,542	25,037	24,542	24,057	23,581	23,115	22,658	22,210

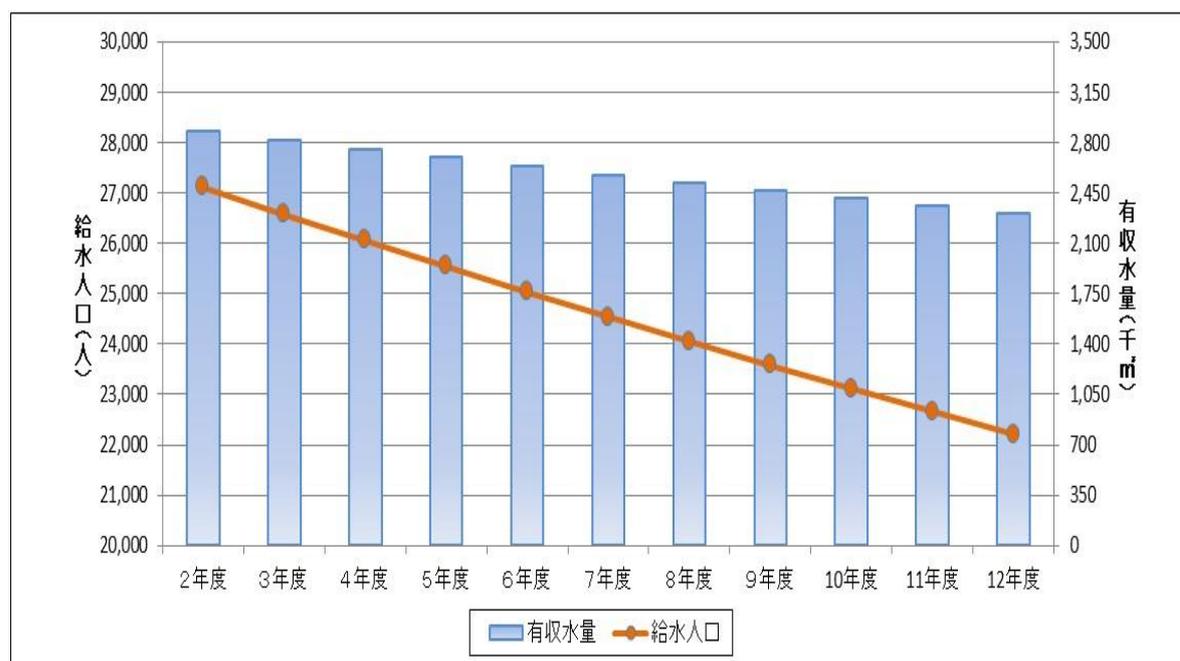
※給水区域内人口は、上水道給水区域外となっている三陸町全域と赤崎町合足、猪川町大野及び日頃市町大森地区を除いた人口です。

② 給水量（有収水量）等

給水量は、節水器具等の普及や給水人口の減少などにより、今後、減少傾向で推移していくものと見込んでいます。

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
年間有収水量 (千 m^3)	2,882	2,819	2,757	2,696	2,637	2,579	2,522	2,466	2,412	2,359	2,307
1日平均有収水量 (m^3)	7,874	7,722	7,552	7,386	7,204	7,065	6,909	6,757	6,590	6,445	6,321

〔給水人口と年間有収水量の今後の動向〕

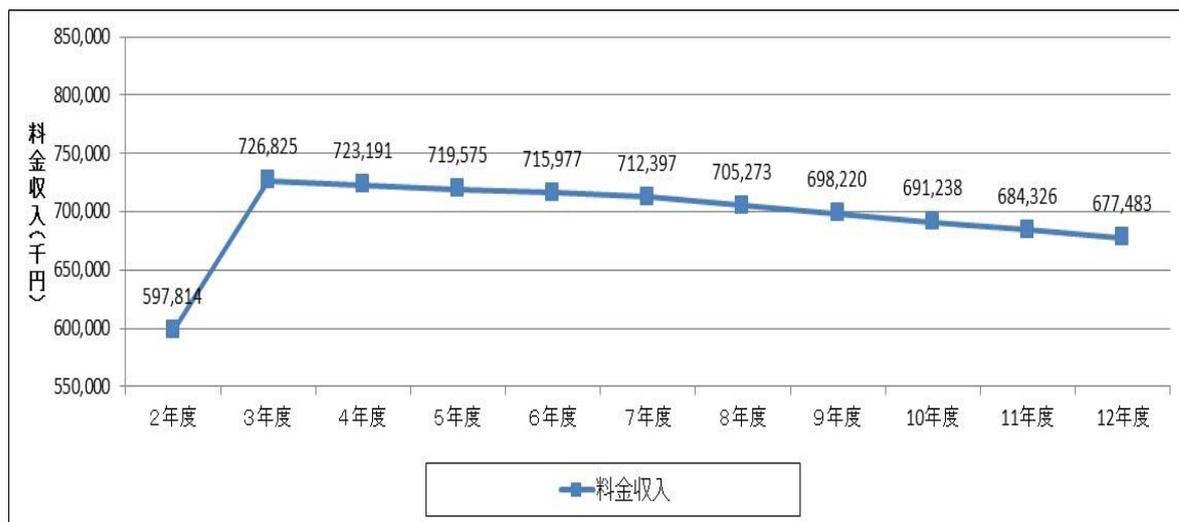


(2) 料金収入の見通し

令和3年度の料金改定に伴い、料金収入は一時的に増加するものの、その後は、給水人口の減少により料金収入も減少が見込まれます。

改定後の水道料金は、令和2年度から令和6年度までの5年間で料金算定期間と定め、健全経営が可能な収支見通しにより水道料金を算定していることから、令和6年度以降、再度の料金改定が必要と見込まれます。

【料金収入の見通し】



4 事業運営の基本方針

(1) 安定給水の確保

① 施設の適正な維持管理及び情報の体系化

水道施設の管理にあたっては、日常の維持管理はもとより、保守の適切な管理が重要です。

定期的な維持管理を実施し、施設の長寿命化に努めるとともに、老朽化の進行度などの検討資料に資するため、施設の維持管理情報の体系化に取り組みます。

② 老朽管等の更新・耐震化

昭和40、50年代に布設した送配水管等が、今後、更新時期を迎えるため、これらの管を計画的に耐震性の高い管に取り替えていかなければなりません。

本計画の計画期間においては、水需要の高い地域から実施する計画としています。

老朽管等の施設の更新・耐震化には、長期的かつ安定した財源の確保と計画的、適切な事業実施が求められることから、計画期間を含むより長期的な取組として、(※)アセットマネジメント（資産管理）手法の活用を図りながら、財源の裏付けのある更新計画を検討するとともに、適切かつ効率的な更新事業を実施します。

※水道事業における「アセットマネジメント」とは・・・

水道施設による給水サービスを継続していくために必要な補修、更新などの施設管理に必要な費用と、それに必要な財源を算定し、長期的視点に立って経営していくこと。

③ 漏水防止対策

夜間の流量測定や路面音聴調査等により漏水を発見し修繕する従来からの漏水調査を実施するとともに、老朽管の布設替え等により漏水の原因を取り除き、漏水を未然に防止するなど、漏水防止対策を継続して実施し、有収率の向上に努めます。

〔写真2 本管漏水及び漏水修繕〕



本管(口径75mm)からの漏水



本管漏水の修繕作業

④ 水質監視体制の強化

水道法に基づく水質検査はもとより、水道浄水の放射性物質濃度測定調査を定期的に実施し、監視を継続します。

また、検査結果を広報誌やホームページで公表し、水道水の安全性への信頼向上に努めます。

(2) 水道性能の合理化（ダウンサイジング、スペックダウン）

今後、人口減少に伴う水需要が減少する中で、スペックが過剰な施設は維持管理に無駄なコストがかかることとなります。こうしたことから、水道施設・設備の更新を検討する際には、現在の配水量と今後の水需要の予測から周辺施設との統廃合（ダウンサイジング）や水道管の太さや水道設備の能力が適正か判断し、小規模化や合理化（スペックダウン）の検討を行っていきます。

(3) 水道サービスの向上

① 未給水地域解消等の給水サービスの拡充

給水区域内における未給水地域の解消及び高台等水圧不足対策等の施設整備事業には多額の事業費を要する地域が多いことから、今後の水需要や財政状況に留意しながら、重点的かつ計画的に事業を実施していきます。

【写真3 配水管等の布設】



配水管布設工事(末崎町平林地内)



導配水管布設工事(猪川町藤沢口地内)

② 貯水槽水道等の管理強化

貯水槽水道（※）設置者の実態を把握し、水質管理の向上を期すため、当該水道設置者への啓発活動や立入調査を実施しながら、設置者が施設を適正に維持管理できるよう指導助言を行います。

※貯水槽水道とは・・・

水道事業による水道及び専用水道以外の水道で、水道事業による水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。

①小規模貯水槽水道

水道事業による水道から水の供給を受ける水槽の有効容量が10m³以下のもの

②簡易専用水道

水道事業による水道から水の供給を受ける水槽の有効容量が10m³超のもの

③ 利便性の向上

公共料金等の納入方法として、コンビニエンスストアにおける納入やクレジットカードによる決済など、納入方法は全国的に多様化してきています。

当市においても、クレジットカード決済による収納方法の導入等の検討を行い、水道使用者の利便性向上と、水道料金の収納率向上を目指します。

④ わかりやすい情報提供

水道事業所の業務の内容や経営状況はもとより、使用者の理解が得られえるよう広報紙及びホームページによる情報提供を図ります。

特に広報誌は、わかりやすさを基本に、定期的な情報発信に努めていきます。

(4) 経営基盤の強化

① 計画的な事業推進及び財源の確保

本経営戦略に基づき、計画的な事業推進に努めます。

また、健全な経営を続けていくためには、財源の確保が欠かせません。

災害復旧事業に係る国庫補助金や復興交付金制度の活用はもとより、時宜を捉え、企業債の繰上償還などの制度を有効に活用しながら、後年度負担の軽減を図ります。

② 企業債残高の縮減

建設改良事業の財源として発行する企業債については、第4浄水場関連施設の整備に伴い、増加傾向で推移してきましたが、今後の人口減少社会においては、将来世代の一人当たりの負担が過大にならないよう企業債残高の管理を適切に行っていく必要があります。

このため、第4浄水場関連施設整備に係る日頃市町及び立根町での送・配水管布設工事が終了する令和6年度以降は、企業債残高の増加を抑制し、企業債残高の縮減に努めます。

③ 料金収納の強化

現在、料金収納は市が直営により徴収していますが、滞納者は後を絶ちません。今後も、水道事業の安定的に運営には、料金収入の確保が必要です。

このため、滞納金額が少額の間には催促・督促等を行い、高額滞納者については、継続的に納付交渉を行いつつ、給水停止も含めた毅然とした対策を講じ、収納率の向上に努めます。

④ 料金の改定

現行の水道料金は、令和2年度から6年度までの5年間で料金計算期間と定め、この期間の収支見通しにより、水道施設整備事業等を計画的かつ確実に実施する上で健全経営が可能となる料金水準を確保するため、料金値上げが必要と判断し、令和3年4月に改定を予定するものです。

しかしながら、令和8年度以降、財政収支は純損失を計上する見込みで、以後、損失が累増するものと予測しています。

再度の料金改定の時期については、毎年の経営状況を検証、分析した上で、適切な時期を見極める必要があります。

また、水道施設の整備拡充や更新、水道需要の動向も踏まえ、需要者間の負担の公平に対応した料金体系の見直しを検討していく必要があります。

今後とも、安全、安心な水道水を安定的に供給するという使命を果たしていくため、経営の効率化による費用の抑制と財源の確保など、あらゆる企業努力を行いつつ、一層の経営の安定化に努めます。

⑤ 業務委託の推進

検針や水道メーター交換、浄水場の監視等の業務において、個人又は民間委託を実施してきましたが、今後も外部に委託することにより、サービス水準の維持向上と効率的な事業運営が図られるものと判断されるものについては、委託実施に向けた検討を深めていきます。

また、水道使用者に対するより一層のサービス向上を図るため、料金収納業務や管網図の整備、水道施設の維持管理業務等の水道事業全般の「包括的民間委託」の調査・検討を進めていきます。

(5) 水道事業と簡易水道事業の経営統合

本市の簡易水道事業は、旧三陸町を中心に、その施設の多くが中山間地域に点在しているため給水効率が悪く水道料金の収入のみで事業を維持することが困難な状況となっています。このため、一般会計繰入金等の外部からの財源に依存し、簡易水道事業の経営基盤は脆弱であります。こうしたことから、水道事業と簡易水道事業の統合によるスケールメリットを生かした安定的な財政基盤を構築することが不可欠であると考えられます。

こうした中、簡易水道事業が公営企業会計に移行したことから、今後は水道事業と同じ経営指標で経営状況を分析した上で、将来の経営統合を推進します。

(6) 広域連携

人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化による更新需要の増大により、水道事業の経営環境は厳しさを増しています。

このような中、国においては、水道事業に係る経営基盤の強化、経営効率化を図る方策として広域連携を掲げ、平成30年12月に成立した改正水道法では、国、都道府県、市町村等の水道事業関係者が積極的に広域連携の取組を進めることとされています。

岩手県においても、平成29年度に水道事業の広域連携について検討するための「岩手県水道事業広域連携検討会」を設置したところであり、併せて圏域単位のブロック検討会も立ち上げました。

本市も釜石市、陸前高田市、大槌町、住田町から構成される「沿岸南部広域」ブロックに参画し、持続可能な水道体制構築のため広域連携について検討を進めます。

5 事業計画

(1) 建設改良事業の実施計画

① 施設整備事業

未給水地域の解消や高台等の水圧不足対策として、配水管布設工事などの施設整備事業を実施します。

番号	事業名等	場所	計画期間		事業費 百万円
			年度	年度	
1	上鷹生配水系配水管新設	日頃市町	R3	～ R4	234
2	平山配水系配水管布設	日頃市町	R3		127
3	久名畑配水池(盛・猪川地区)配水管新設	盛町・猪川町	R3		99
4	久名畑配水池(日頃市地区)配水管新設	日頃市町	R3	～ R5	287
5	野尻配水池系配水管新設	立根町	R3	～ R6	535
6	富岡配水系配水管新設	猪川町	R3		47
7	中野高区配水系配水管新設	末崎町	R3		74
8	永浜・山口埋立地用配水管新設	赤崎町	R3		100
9	新県道～森っこ配水管新設	赤崎町	R3		22
10	クラウド監視システム整備	市内	R3	～ R6	49
11	石橋配水系送・配水管新設	日頃市町	R4	～ R6	631
12	石橋ポンプ場築造	日頃市町	R5		90
13	石橋配水池築造	日頃市町	R5		120
14	第1水源～導水管新設	大船渡町	R5		66
15	その他調査・設計業務	市内	R3	～ R4	72
計					2,553

② 改良更新事業

老朽配水管の布設替えや電気・機械・計装設備の更新などの改良更新事業を実施します。

番号	事業名等	場所	計画期間		事業費 百万円
			年度	年度	
1	大船渡町地内配水管布設替	大船渡町	R3	～ R9	228
2	第1水源取水施設更新	大船渡町	R4		170
3	第1浄水場管理人宿舎更新外	大船渡町	R4		25
4	旭町配水池更新	盛町	R5		80
5	第1水源～第1浄水場導水管更新	大船渡町	R5		64
6	長崎配水池更新	赤崎町	R6		80
7	蛸ノ浦配水池更新	赤崎町	R7		35
8	盛町地内配水管布設替	盛町	R7	～ R12	257
9	赤崎町地内配水管布設替	赤崎町	R7	～ R12	257
10	末崎町地内配水管布設替	末崎町	R8	～ R12	168
11	中井第1配水池更新	赤崎町	R9		250
12	中井第2配水池更新	赤崎町	R10		180
13	立根町地内配水管布設替	立根町	R10	～ R12	100
14	中井ポンプ場他屋根改修	赤崎町	R11		25
15	中野高区ポンプ場他屋根改修	末崎町	R12		20
16	その他調査・設計業務	市内	R3	～ R8	90
計					2,029

③ 災害復旧事業

赤崎町などにおける岩手県施行の県道及び防潮堤工事に伴う配水管の布設替えを実施します。

番号	事業名等	場所	計画期間		事業費 百万円
			年度	年度	
1	一般県道丸森権現堂線(下船渡工区)道路整備事業に伴う配水管布設替	大船渡町	R3		36
2	大船渡港海岸高潮対策事業(普金地区防潮堤)に伴う配水管布設替	赤崎町	R4		35
3	大船渡港海岸高潮対策事業(永浜地区防潮堤)に伴う配水管布設替	赤崎町	R4		18
計					89

(2) 財源計画

令和3年度から令和12年度までの建設改良事業費は総額47億円で、その財源として企業債や国庫補助金、一般会計からの繰入金等を充てる計画としています。

〔建設改良事業費及び財源内訳〕

(単位:百万円)

区分	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	計
		建設改良事業費										
施設整備事業		806	668	672	407							2,553
改良更新事業		102	205	154	90	303	164	384	314	159	154	2,029
災害復旧事業		36	53									89
計		944	926	826	497	303	164	384	314	159	154	4,671
財源内訳	企業債	817	786	743	447	273	148	346	283	143	139	4,125
	国庫補助金	32	47									79
	他会計負担金	3	3	3	3							12
	他会計出資金	20	20	20	20							80
	一般会計繰入金	45	13									58
	水道会計(自主財源)	27	57	60	27	30	16	38	31	16	15	317
	計	944	926	826	497	303	164	384	314	159	154	4,671

6 財政見通し

(1) 今後の財政見通し

① 収益的収支

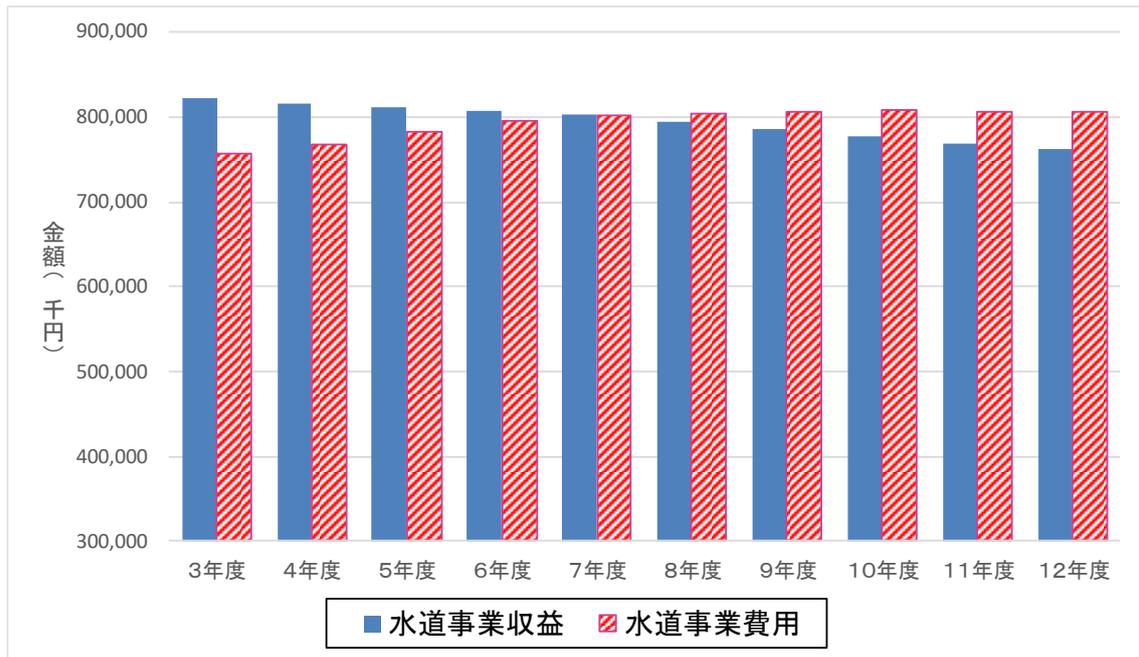
収益的収入については、令和3年4月に実施予定の料金改定により、一時的には給水収益の増収が見込まれますが、その後は、人口減少による給水需要の減少や節水器具の普及により、年々減少傾向で推移するものと見込まれます。

収益的支出は、第4浄水場関連施設の完成に伴い、減価償却費や維持管理経費等が発生するため、年々増加傾向で推移するものと見込まれます。

〔収益的収支の見通し〕

区分	年度	見込	推計期間				
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
水道事業収益		694,394	821,879	816,145	810,929	806,231	802,551
営業収益		630,814	759,325	755,591	751,875	748,177	744,497
給水収益		597,814	726,825	723,191	719,575	715,977	712,397
その他営業収益		33,000	32,500	32,400	32,300	32,200	32,100
営業外収益		63,580	62,554	60,554	59,054	58,054	58,054
受取利息及び配当金		554	554	554	554	554	554
長期前受金戻入		59,000	59,000	58,000	57,000	56,000	56,000
雑収入		4,026	3,000	2,000	1,500	1,500	1,500
水道事業費用		756,394	756,536	768,572	783,408	795,728	801,549
営業費用		687,564	679,504	691,040	705,376	717,196	723,017
原水及び浄水費		56,312	71,479	71,524	71,570	71,616	71,662
配水及び給水費		94,569	94,744	94,933	95,124	95,314	95,506
受託工事費		0	0	0	0	0	0
総係費		99,698	99,654	99,716	99,778	99,840	104,902
減価償却費		366,985	394,617	405,856	419,895	431,416	432,947
有形固定資産		352,292	379,924	391,163	405,202	416,723	418,254
無形固定資産		14,693	14,693	14,693	14,693	14,693	14,693
資産減耗費		70,000	19,010	19,010	19,010	19,010	18,000
営業外費用		68,798	77,000	77,500	78,000	78,500	78,500
支払利息		60,497	62,000	62,500	63,000	63,500	63,500
雑支出		8,301	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
特別損失		32	32	32	32	32	32
損 益		△ 62,000	65,343	47,573	27,521	10,503	1,002

〔収益的収支の今後の見込み〕



(単位:千円)

推計期間				
8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
793,327	785,174	777,092	769,080	761,137
737,273	730,120	723,038	716,026	709,083
705,273	698,220	691,238	684,326	677,483
32,000	31,900	31,800	31,700	31,600
56,054	55,054	54,054	53,054	52,054
554	554	554	554	554
54,000	53,000	52,000	51,000	50,000
1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
804,775	805,793	808,530	806,676	805,162
726,243	727,261	729,998	728,144	726,630
71,754	71,846	71,938	72,031	72,124
95,698	95,891	96,085	96,280	96,475
0	0	0	0	0
109,964	110,026	110,088	110,151	110,213
431,827	432,497	434,886	432,682	430,817
417,134	417,804	420,193	417,989	416,124
14,693	14,693	14,693	14,693	14,693
17,000	17,000	17,000	17,000	17,000
78,500	78,500	78,500	78,500	78,500
63,500	63,500	63,500	63,500	63,500
15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
32	32	32	32	32
△ 11,448	△ 20,619	△ 31,438	△ 37,596	△ 44,025

② 資本的収支

令和6年度にかけて事業費ベースで全体の70%の建設改良事業を実施する計画としており、特に第4浄水場関連施設の完成で、盛町、猪川町及び立根町の一部給水区域への配水切り替えによる既存配水池の配水負担軽減に貢献するほか、日頃市町及び立根町地域の未給水地域への配水拠点として重要な役割を担うこととなります。

建設改良事業費の財源としては、企業債及び国庫補助金を中心に充てることとしていますが、これにより、企業債の償還金は増加の一途をたどり、企業債残高は令和5年度には70億円に達すると見込んでいます。

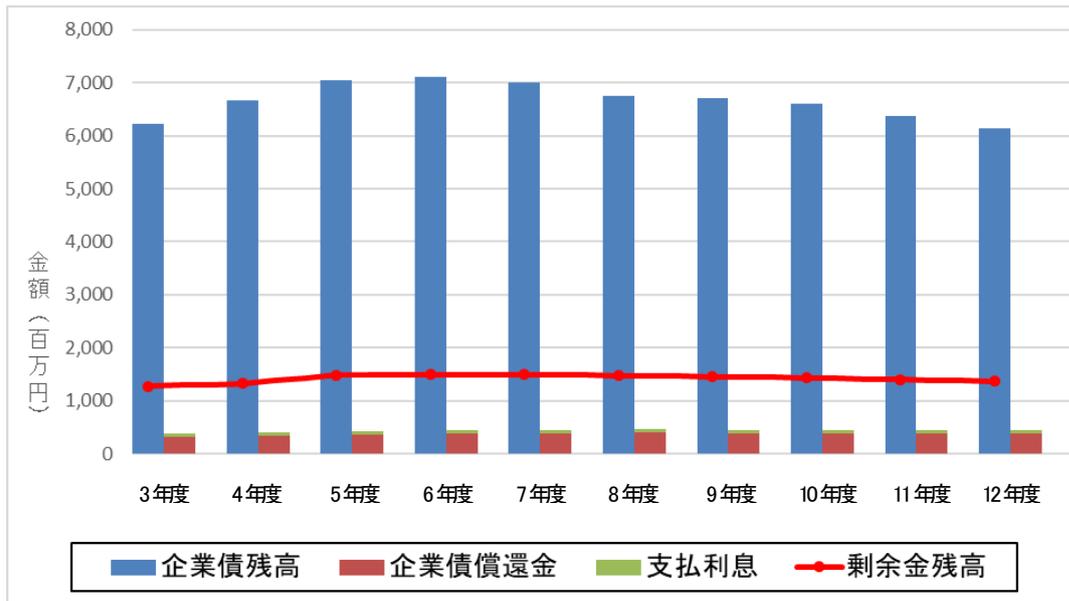
毎年度生じる収支の不足額は、減債積立金を取り崩し、補てん財源として使用する計画です。この結果、剰余金残高は、令和7年以降、年々減少していくものと見込んでいます。

〔資本的収支の見通し〕

区分	年度	見込	推計期間				
		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
資本的収入		1,026,157	876,369	862,700	763,400	467,300	292,700
企業債		750,870	817,200	785,700	743,400	447,300	272,700
他会計負担金		10,000	5,000	5,000	0	0	0
工事負担金		2,000	0	0	0	0	0
国庫補助金		186,508	31,932	45,760	0	0	0
他会計出資金		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
補償金		34,000	0	0	0	0	0
繰入金		22,779	2,237	6,240	0	0	0
資本的支出		1,253,694	1,307,348	1,313,632	1,235,745	921,028	737,128
建設改良費		962,084	990,648	971,032	871,045	542,028	348,028
建設及び改良費		423,979	153,500	273,500	169,500	105,500	318,500
水道施設整備事業費		535,476	835,000	697,000	701,000	436,000	29,000
営業設備費		2,629	2,148	532	545	528	528
リース債務支払額		0	0	0	0	0	0
企業債償還金		290,500	316,700	342,600	364,700	379,000	389,100
返還金		1,110	0	0	0	0	0
資本的収支不足額		△ 227,537	△ 430,979	△ 450,932	△ 472,345	△ 453,728	△ 444,428

企業債残高	5,724,376	6,224,876	6,667,948	7,046,620	7,114,901	6,998,470	
剰余金残高	1,208,149	1,273,492	1,321,065	1,484,997	1,495,500	1,496,502	
内訳	減債積立金	444,794	394,794	344,794	294,794	244,794	194,794
	利益積立金	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
	建設改良積立金	545,000	595,000	645,000	695,000	745,000	795,000
	未処分利益剰余金	113,355	178,698	226,271	390,203	400,706	401,708

〔企業債残高及び剰余金残高〕



(単位:千円)

推計期間				
8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
167,600	365,600	302,600	163,100	158,600
147,600	345,600	282,600	143,100	138,600
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
601,728	819,328	740,428	586,828	574,328
209,028	429,028	359,028	204,028	199,028
179,500	399,500	329,500	174,500	169,500
29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
528	528	528	528	528
0	0	0	0	0
392,700	390,300	381,400	382,800	375,300
0	0	0	0	0
△ 434,128	△ 453,728	△ 437,828	△ 423,728	△ 415,728

6,753,339	6,708,636	6,609,811	6,370,024	6,133,248
1,485,052	1,464,433	1,432,995	1,395,399	1,351,374
144,794	94,794	44,794	44,794	44,794
105,000	105,000	105,000	105,000	105,000
845,000	895,000	945,000	945,000	945,000
390,258	369,639	338,201	300,605	256,580

7 計画の推進体制

(1) 予算への反映

計画の推進にあたっては、市内経済情勢や市民ニーズの変化に対応しながら、毎年度の予算を編成する中で計画の具体化を図ります。

(2) 進捗管理

事業が計画どおりに実施されているかなど、その進捗状況や達成度について、毎年度定期的にPDCAサイクル（計画策定（P l a n）、実施（D o）、検証（C h a c k）、見直し（A c t i o n）の手法により実施します。

また、計画の進捗状況や達成状況については、「大船渡市水道事業運営審議会」に報告するとともに、市のホームページ上に公表します。